

【 2026年度 】

日 本 歯 科 大 学 附 属 病 院

日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック

臨床見学研修生申込み要項

日本歯科大学

1. 目的

日本歯科大学附属病院・日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニックにおいて、最新の診療方法や特定の技術を習得しようとするものに対し、臨床見学研修制度を設ける。

2. 出願資格

歯科医師、医師、歯科衛生士、歯科技工士の他、医療・福祉・保健関連の職業に従事する者

3. 研修場所

1) 診療科

総合診療科 1 (歯内療法)

総合診療科 2 (保存修復)

総合診療科 3 (歯周病)

総合診療科 4 (補綴)

口腔外科

小児歯科

矯正歯科

歯科麻酔・全身管理科

放射線・病理診断科

口腔リハビリテーション科

口腔インプラント診療科

口腔リハビリテーション多摩クリニック

2) 診療センター

いびき・睡眠時無呼吸診療センター

顎変形症診療センター

顎関節症診療センター

心療歯科診療センター

スペシャルニーズ 歯科センター (障がい者歯科センター)

歯科人間ドック

口腔顔面痛センター

3) 特殊外来・診療チーム

歯の細胞バンク外来

マタニティ歯科外来

スポーツマウスガード外来

ホワイトニング外来

口蓋裂歯科外来

4. 研修期間

1 学期 6 ヶ月（前期 4 月～9 月、後期 10 月～3 月）

研修日 附属病院・多摩クリニック開院日内で指導医と相談のこと。

5. 出願手続き期間

前期：研修開始前の 3 月中

後期：研修開始前の 9 月中

6. 出願場所

日本歯科大学附属病院 院務部総務課

7. 提出書類

1) 研修申請書

2) 歯科医師免許、医師免許、歯科技工士免許、歯科衛生士免許（コピー可）、
または医療・福祉・保健関連の職業に従事していることを証明するもの。（新規
の場合）

8. 研修費用（授業料）（1 学期）

歯科医師・医師 10 万円

その他 7 万円

入学検定料（新規の場合）5 千円

1) 振込み依頼書にて期限内に振込みのこと。

9. 注意事項

1) 出願前に希望する部署の長ならびに指導医の研修許可を得ること。

2) 受け入れに関しては、書類等をもとに選考を行う。

3) 既納の研修費用は、いかなる理由があっても返還しない。

4) 患者の診療に従事することはできない。

5) 医療安全管理、診療情報の取扱いや院内感染予防については、研修期間のはじめに講習を受講し、研修期間を通して規則を遵守すること。

6) 特定の技術習得に要する材料費等の実費は、研修者の負担とする。

7) 出願手続き期限内に入金のない場合には、申請を取消すことがある。

8) 研修の継続希望者は、研修期間の終了前に出願手続きを終了すること。研修期間終了後の場合は、新規と同様の手続きとする。

9) 研修において不適切とみなされた場合は、協議のうえ研修中止となることがある。